

能越自動車道

6月20日からの新料金体系適用に伴う

回数券の払戻しについて

平成30年6月20日午前0時からの料金体系の変更に伴い、回数通行券(以下「回数券」という。)は使用できなくなりました。

回数券は次のとおり払戻します。(旧回数券(平成26年3月31日以前に購入された回数券)も払戻します。)

1. 回数券の払戻し期間

平成30年6月20日(水)から平成31年3月31日(日)まで

2. 回数券の払戻し窓口・受付時間

○窓口 能越自動車道管理事務所(小矢部市下後亟288の1(小矢部東IC内))
TEL 0766-30-2775

○受付時間 月曜～金曜、日曜(祝日含む) 9:00～17:00

※ 土曜と12/29～1/3は除きます。

※ 回数券を販売していたコンビニエンスストア等での払戻しはできません。

3. 回数券払戻しの方法

(1) 窓口に備え付けの用紙に、払戻しを請求する回数券の未使用枚数等を記入いただいたうえ、回数券と引き替えに現金で払戻しをします。

(2) 払戻金額を確認の上、領収の押印又は署名をいただきます。

※ 回数券の内容確認のため、多少お時間をいただく必要がありますので、あらかじめ、ご了承願います。また、払戻し枚数が多い場合(10シート以上)は、車種・枚数を事前にご連絡いただきますようご協力をお願いします。

※ 券面表示が著しく不鮮明な場合などは、払戻しできないことがありますのでご了承願います。

4. 払戻金額の計算方法(車種毎に新旧回数券を分けて計算し、合計します。)

払戻金額(1円未満切捨) = 回数券販売価格 ÷ 1シートの枚数(22枚)
× 未使用枚数

5. お問い合わせ先(月曜～金曜、日曜(祝日含む)9:00～17:00)

能越自動車管理事務所払戻し窓口 〒932-0101 小矢部市下後亟288の1
TEL 0766-30-2775